

重 要 事 項 説 明 書

(地域密着型通所介護)

スマイルデイサービス梅の花

株式会社スマイル・ケアサービス

地域密着型通所介護重要事項説明書

< 西暦 2025年 12月 1日現在 >

1 地域密着型通所介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社スマイル・ケアサービス	・営利法人
代表者名	山内 洋平	
所在地・連絡先	(住所) 東京都板橋区高島平5丁目45-9 (電話) 03-6915-6381 (FAX) 03-6915-6389	

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	スマイルデイサービス梅の花
所在地・連絡先	(住所) 東京都大田区西蒲田6-8-6 (電話) 03-6424-7095 (FAX) 03-6424-7096
事業所番号	1391101258
管理者の氏名	岡田 烈
利用定員	地域密着型通所介護（10名）

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分				職務の内容
		常勤専従 (人)	常勤兼務 (人)	非常勤専従 (人)	非常勤兼務 (人)	
管理者	1		1			事業所の管理
生活相談員	4		1	1	2	相談・生活指導等
介護職員	5	2	0	1	2	介護全般
機能訓練指導員	1			1		機能回復訓練等
看護職員	0					健康管理・その他介護業務等

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	サービス提供時間内に常勤で勤務 9:00～17:00	ローテーションによる
生活相談員	サービス提供時間と同時間数勤務 9:00～17:00	ローテーションによる
介護職員	サービス提供時間内に勤務 9:00～17:00	ローテーションによる
機能訓練指導員	サービス提供時間内に勤務 9:00～17:00	ローテーションによる
看護職員	サービス提供時間内に勤務 9:00～17:00	ローテーションによる

(おや事業の実施地域

事業の実施地域	大田区
---------	-----

(5) 営業日

営業日	月曜日～日曜日（祝日を含む）
営業時間	8:00～18:00
サービス提供時間	9:00～17:00

3 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種類	内容
食事	食事（昼食及び延長加算算定時の朝食、夕食）を提供します。
入浴	個人浴槽です。 介助が必要な方には職員が個別対応します。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
生活指導	利用者の生活面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションや健康体操等を実施します。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者及び家族からの各種ご相談について問題解決に向けて援助いたします。
送迎	自宅から施設内までの送迎を行います。但し、ご希望があれば、利用者家族が行なうことも可能です。

イ 費用

介護保険の適用がある場合は、負担割合証及び料金表別表の通りの負担額となります。

(2) 利用料等のお支払方法

利用料等のお支払い方法については

口座振替・振込

となります。

その他のお支払い方法についてはご相談ください。

4 事業所の特色等

(1) 事業の目的

あふれる笑顔、地域との関わりに感謝し、ご利用者・ご家族の人生の一部になる事への責任の重みを感じ、個々の感情を大切にし、共に働く仲間と全身全霊を注ぎ続け住み慣れた地域に絆を創造していきます。

(2) 運営方針

- ① わたしたちは、ご利用者を尊敬し、その命を守り、責任を持って介護を行ないます。
- ② わたしたちは、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供するように努めます。
- ③ わたしたちは、住み慣れた地域社会の中で、尊厳を保ちながら「自分が自分らしくありのまま」に生活できるようにお手伝いします。
- ④ わたしたち職員全員が「介護のプロ」だと自負し、より質と満足度が高いケアを目指して取り組んでいます。
- ⑤ わたしたちは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭への結びつきを重視して運営する事に努めます。
- ⑥ わたしたちは、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所等の保健医療サービスや福祉サービスとの密接な連携に努めます。

(3) その他

事 項	内 容						
地域密着型通所介護計画書の作成及び事後評価	当事業所の管理者が、利用者の直面している課題等を評価し、利用者の希望を踏まえて、(地域密着型)通所介護計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面(通所介護モニタリング表)に記載して、利用者に説明の上、交付します。						
記録の整備及び保管	事業者は、利用者に対する地域密着型通所介護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。						
従業員研修	<table> <tr> <td>採用時研修</td> <td>採用後1ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>全体研修</td> <td>年2回以上</td> </tr> <tr> <td>事業所内研修</td> <td>年12回</td> </tr> </table>	採用時研修	採用後1ヶ月以内	全体研修	年2回以上	事業所内研修	年12回
採用時研修	採用後1ヶ月以内						
全体研修	年2回以上						
事業所内研修	年12回						

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

□ 当事業所 □ お客様 相談窓口	窓口責任者	岡田 烈
	ご利用時間	9:00~17:00
	電話	03-6424-7095
	ご利用方法・面接	(当事業所相談室)
□ 大田区 相談窓口	意見箱	(玄関に設置)
	住所	東京都大田区蒲田5-13-14
	電話	03-5744-1111
□ 国保連 相談窓口	ご利用時間	9:00~17:00
	住所	東京都千代田区飯田橋3-5-1
	電話	03-6238-0177
	ご利用時間	9:00~17:00

6 事故発生時における対応方法

事業者は、地域密着型通所介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者家族に連絡を行うとともに、利用者に対して応急措置、医療機関への搬送等必要な措置を講じます。発生した事故は記録に残し、内容によっては基準に基づき、指定権者、居宅介護支援事業所への報告を行います。

また、賠償すべき事故が発生した場合に備え、損害保険に加入し速やかにその対応を行います。但し、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

- ・加入損害保険会社名： 三井住友海上火災保険
- ・加入損害保険名 : 賠償責任保険

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、救急隊及び契約後に記入いただく「緊急事態に対応するための連絡カード」に記載のある利用者の主治医、緊急事態連絡先、介護支援専門員等へ連絡をします。

8 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める災害非常時マニュアルに則り対応を行います。			
別途定める消防計画に則り、年2回総合訓練を行います。				
防 災 訓 練	設備名称	個数等	設備名称	個数等
及 び	スプリンクラー	1	防火扉・シャッター	
防 災 設 備	避難階段		屋内消火器	1
	自動火災報知設備	1	ガス漏れ探知機	
	誘導灯	1		
カーテン、布団等は防炎性能のあるものを使用しています。				

9 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底します。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施します。
- (4) 上記各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を定めます。

10 身体的拘束等について

- (1) 事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (2) 前項但し書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録します。

11 ハラスメント防止対策について

事業者は、介護の現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超えるような下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為（身体的暴力）
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為（精神的暴力）
 - ③意に沿わない性的な言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為（セクシュアルハラスメント）

上記の対象は、当該法人職員、取引先事業所の方、ご利用者及びその家族等となります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議などにより、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡・相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1.2 サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 施設内の設備や器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 金品の持ち込みは、ご遠慮ください。
- 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- 指定居宅介護支援事業者と居宅サービス計画の作成又は変更に関し、サービスを利用されることの対償として、金品その他の財産上の利益を收受しません。

1.3 秘密保持等の体制及び個人情報に関する基本方針

- ① 事業者及びその従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は、利用者の家族の秘密を漏らしません。
- ② 事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者、又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。
- ③ 事業者は、指定居宅介護支援事業者等との連携において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ることとします。

(2) 個人情報に関する基本方針

事業者は、保有する利用者等の個人情報に関し、適正かつ適切な取扱いをするとともに、広く社会からの信頼を得る為に以下のルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令、その他関係法令及び厚生労働省のガイドライン（以下、「個人情報に関する法令等」という。）を遵守し、個人情報の保護を図ります。

(3) 個人情報の適切な取得・管理・利用・開示・委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用することとします。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 事業者が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報に関する法令等の趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に関わる契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をすることとします。

(4) 個人情報の安全性確保の措置

- ① 事業者は、個人情報保護の取組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行うこと。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、または棄損の予防及び訂正のため、事業所内において規則類を整備し安全対策に努めることとします。

(5) 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等への対応

事業者は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応することとします。

(6) 苦情の対応

利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、事業所の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情に対し迅速に対応致します。

また、サービス提供に対する第三者評価の実施、評価結果の開示は行っておりませ

(7) 個人情報の利用目的

事業者が利用者及び、利用者の家族の個人情報を利用する目的は以下の通りとします。

- ① 通所介護計画作成にあたり、ケアカンファレンス、職員会議等の実施のため
- ② 指定居宅介護支援事業者、医療機関、介護サービス事業者、福祉事業者等との連携（サービス担当者会議）、照会への回答のため
- ③ 利用の有無、利用時の様子に関する利用者の家族等への心身状況説明のため
- ④ 介護事故、緊急時等の対応及び報告のため
- ⑤ 介護保険事務（請求処理、会計処理等）
- ⑥ 損害賠償保険等に関する保険会社等への相談または届出等
- ⑦ 行政等外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ⑧ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

1 4 暴力団排除について

- (1) 事業を運営する当該法人の役員及び指定地域密着型通所介護事業所の管理者その他の従業者は、反社会的勢力ではありません。
- (2) 事業所は、その運営について、反社会的勢力員の支配を受けません。

1 5 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施	無	評価機関名	
評価実施年月日		年月日	
評価結果の開示	無	開示方法	

（以下、余白。）

当事業者は、重要事項説明書及びサービス内容説明書に基づいて、地域密着型通所介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

2025年 月 日

事業者	住 所	東京都板橋区高島平5丁目45-9
	事業者名	株式会社スマイル・ケアサービス
	代表者名	代表取締役 山内 洋平
説明者	事業所名	スマイルデイサービス梅の花
	説明者名	_____

(印)

私は、重要事項説明書及びサービス内容説明書に基づいて、地域密着型通所介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

2025年 月 日

利用者	住 所	
	氏 名	_____
代理人 (又は、家族代表)	住 所	
	氏 名	_____
		(続柄 :)

(印)